学校法人幾徳学園　財務書類等の閲覧等に関する規程

（目的）

第１条　本規程は、学校法人幾徳学園（以下「法人」という。）が作成し、備え置いている寄附行為、計算書類等、会計帳簿、監査報告、財産目録等、議事録の閲覧又は謄抄本の交付（以下「閲覧等」という。）請求及び保有する情報の公表に関し必要な事項を定める。

（閲覧に供する書類等）

第２条　法人は、次の各号に掲げる書類又は当該書面の写しにつき、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（１）寄附行為

（２）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書

（３）事業報告書及びその附属明細書

（４）監査報告（会計監査報告を含む）

（５）財産目録

（６）役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿。以下同じ。）

（７）役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

２．法人は、前項各号に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

３．法人は、評議員以外の者からの請求の場合、第１項第６号の役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る部分を除外して閲覧に供することができる。

（謄抄本を交付する書類等）

第３条　前条第１項の書類のうち、第１号から第４号までに掲げる書類等について、評議員又は債権者から謄抄本交付の請求があった場合には、その謄抄本を交付しなければならない。

（議事録の閲覧等請求）

第４条　法人は、評議員から、理事会の議事録若しくはその写しの閲覧の請求又は評議員会の議事録若しくはその写しの閲覧の請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。

２．法人は、債権者から、理事会の議事録若しくはその写しの閲覧の請求（役員の責任を追及するため裁判所の許可を得た場合に限る。）又は評議員会の議事録若しくはその写しの閲覧の請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。

３．法人は、前２項に定める議事録の謄抄本交付の請求があった場合には、その謄抄本を交付しなければならない。

４．法人は、理事会及び評議員会の議事録を、主たる事務所に備え置かなければならない。

（会計帳簿等の閲覧等請求）

第５条　法人は、評議員又は会計監査人から、会計帳簿又はこれに関する資料（以下「会計帳簿等」という。）若しくはその写しの閲覧の請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない

２．法人は、評議員又は会計監査人から、会計帳簿等の謄抄本交付の請求があった場合には、その謄抄本を交付しなければならない。

３．法人は、会計帳簿等を、主たる事務所に備え置かなければならない。

（閲覧等の請求手続）

第６条　評議員又は会計監査人以外の者が、書類の閲覧等の請求をするときは、所定の申請書に住所、氏名、閲覧を請求する書類の名称、その他必要な事項を記入し、本人確認書類を添えて、法人（受付は総務課）に提出して行わなければならない。また、代理人による請求の場合は、委任状を提出しなければならない。

２．前項の請求は、法人の就業日の執務時間内に行わなければならない。

（閲覧等の日時）

第７条　書類の閲覧等は、法人の就業日の執務時間内に、法人が指定する場所において行わなければならない。

２．法人は、正当な理由がある場合は、閲覧を請求した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

（閲覧の停止又は禁止）

第８条　書類を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

（１）対象書類を汚損若しくはき損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき

（２）職員の指示に従わないとき

（３）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき

（４）その他、本規程に違反したとき

（公表する情報）

第９条　法人は、次に掲げる情報を第１号から第８号までの区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に掲げる事項を広く社会一般に公表する。

（１）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

（２）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書を作成したとき
これらの書類の内容

（３）事業報告書及びその附属明細書を作成したとき
これらの書類の内容

（４）監査報告（会計監査報告を含む。）を作成したとき
この書類の内容

（５）財産目録を作成したとき
この書類の内容

（６）役員等名簿を作成したとき
この書類の内容（ただし、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの）

（７）役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類を作成したとき
この書類の内容

（情報公表の促進）

第 10 条　法人は、本規程に定める情報以外の情報についても、積極的に公表を行うものとする。

（改廃）

第 11 条　本規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附　則　　本規程は、令和７年４月１日から施行する。
なお、これに伴い、平成２１年１２月１日制定の「学校法人幾徳学園　情報公開規程」は、令和７年３月３１日をもって廃止する。

財務書類等閲覧申請書

年　　月　　日

学校法人幾徳学園 御中

住　所	
フリガナ	
氏　名	
連絡先(電話番号)	（　　）　　－
本学との関係 □学生　□学生の保護者　□教職員　□評議員 □その他（　　）	

下記書類の閲覧を申請します。なお、閲覧に際しては、学校法人幾徳学園 財務書類等の閲覧等に関する規程を遵守し、貴学園には一切迷惑をかけません。

閲覧希望日時	年　月　日（　）	午前　時　分 ～　時　分
		午後　時　分 ～　時　分

	書類の名称	年度版
閲覧を希望する書類		

閲覧目的	

※法人記載欄

本人確認書類	□運転免許証　□マイナンバーカード □パスポート　□その他（　　）

検印	担当者